

茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会の開催基準について（案）

1 審議会の開催頻度について

茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会（以下「審議会」といいます。）の所掌事項は、特別職の職員に係る「給料の額につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するもの」とされております。これまで当市では、諮問のない年につきましても審議会を開催し、特別職の給与額が適正であるか否か、審議会を開催し意見を頂戴しております。

しかし、特別職の職員の給与については一般職の職員とは異なり、人事院勧告等に鑑み毎年のように改定するということは少なく、提示する資料にあまり変化がない中での議論をいただいている状況となっております。

県内の自治体（政令市と町村は除く。）、県外類似規模の団体、合計24団体に照会をかけたところ、毎年開催する団体は2団体であり、多くの自治体が諮問のあった年のみ開催となっておりました。

【参考】茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則

（所掌事項）

第2条 審議会は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の額につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 審議会の開催について

審議会を開催する基準を策定し、審議会を毎年開催せずに、基準に該当する場合にのみ、審議会の開催を検討していきたいと考えております。

審議会を開催した際には、特別職等の給与額を引き上げるべきか、または、引き下げるべきか、ご議論いただくことを検討しております。

また、基準に該当しない場合につきましても、審議会委員の皆さまからご意見があった場合には、審議会の開催を検討いたします。

3 審議会開催の基準（参考指標）について

特別職の報酬は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであり、一般職の職員の給料とは自らその性格を異にするものですが、審議会開催の基準（参考指標）については、人事院勧告の月例給改定率（通算の変動率）を用います。

現在、審議会で毎年提示している資料につきましては引き続き調査を行って参ります。

1) 参考指標（案）

毎年8月頃に公表される人事院勧告において、月例給改定率が直近5ヵ年において、通算3%変動した場合。